

許 可 証

精華町指令30環第3号

住所 京都市伏見区南寝小屋町91番地
 氏名 安田産業株式会社
 代表取締役 安田 奉春

平成30年3月9日付で申請のあった一般廃棄物処理業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成30年3月14日

精華町長 木村 要



取扱廃棄物の種類	可燃ごみ
収集運搬処分の別	収集運搬
業務の区域	精華町全域
許可の期間	平成30年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで
条 件	<p>◎可燃物の搬入先は、打越台環境センターとすること。 住所：相楽郡精華町大字北稲八間小字打越84番地 <u>ただし、環境の森センター・きづがわが稼働した後は、当該センターへ搬入すること。</u> 住所：木津川市鹿背山川向2番地</p> <p>◎収集実績の報告書は、2カ月に1回提出すること。 ◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係を守ること。</p>